

4 北生第 1063 号  
令和 4 年 10 月 11 日

青森県農業再生協議会  
会長 雪 田 徹 殿

東 北 農 政 局 長

化学肥料施用量低減特認技術の認定に係る協議について（回答）

令和 4 年 9 月 29 日付け 4 青森協議会（県農）第 43 号をもって協議のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

当該技術を化学肥料施用量の低減技術として認定することについては、異存ありません。

なお、当該技術は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2156 号農林水産省農産局長通知）別記 3 の第 2 の 1 の（1）のウ（地域の低投入型の施肥設計の導入）との重複選択はできない技術であることに留意願います。

別紙様式第13号

4 青森協議会（県農）第43号  
令和4年9月29日

東北農政局長 殿

所在地 青森県青森市大野2-1-15  
青森県農業再生協議会  
会長 雪田 徹

化学肥料施用量低減特認技術認定協議書

肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農産局長通知）別記3の第2の1の（2）のウに基づき、化学肥料施用量の低減技術として下記の技術を認定することが適当と考えられるので、協議する。

記

- 1 技術の名称 水稻の稲わらすき込み
- 2 技術の概要 秋期の稲わらのすき込みにより、カリ基肥量を25%削減
- 3 技術の導入前後における低減効果の実証データ

導入前	導入後	低減効果
水稻 慣行カリ基肥量 10kg/10a	水稻 稲わら600kg/10a施用後 7.5kg/10a	基肥カリ▲25%

注1：化学肥料3要素（窒素、りん酸及び加里）の施用量の低減に効果があることを示す実証データ資料を添付すること。

2：低減効果の実証データが県域においても効果があることが分かる資料を添付すること。